

大和市物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第36号

### 大和市物品取扱規則の一部を改正する規則

大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「連署押印」を「それぞれの職及び氏名を記入」に改める。

第10条の見出し中「、贈与等」を「又は贈与」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「寄附又は贈与による」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により物品主管の長が用度主管の課長に物品受入願を提出した後に、当該物品受入願に記載した事項の変更又は物品の寄附若しくは贈与の取消し（この項において「変更等」という。）があった場合は、物品主管の長は、直ちに変更等がなされた箇所を明らかにして訂正をした物品受入願を用度主管の課長へ提出するものとする。

第10条第3項中「物品の納入」を「物品受入願の提出」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（その他の物品の受入れ）

第10条の2 次に掲げる物品の受入れについては、第10条各項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「寄附又は贈与による」とあるのは「次に掲げる」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条の2第1項」と、「前2項」とあるのは「第10条の2第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(1) 交換により受けた物品

(2) 生産物又は作業、製作、工事等により、発見し、発生し、若しくは副生した物品で市の所有に属する物品

(3) 拾得品で市の所有に属する物品

(4) 前3号に定めるもののほか、受け入れることが適当と認められる物品

2 用度主管の部長（前項で読み替える第10条第1項で物品受入願が教育総務課長に提出された場合は、教育部長）は、物品受入願の提出を受けた物品について、その理由が適当であると認めるときは、物品受入決裁書により受入れの決定をするものとする。

第12条中「第10条第1項各号」を「第10条に規定する寄附又は贈与による物品及び第10条の2第1項各号」に改める。

第17条第1項中「第10条」の次に「、第10条の2」を加え、同条第3項の次に次の1項を

加える。

- 4 第10条第1項（第10条の2第1項で読み替える場合の第10条第1項を含む。）の規定により教育総務課長に物品受入願が提出された物品については、第1項の規定を準用する。この場合において、第1項中「物品出納員」とあるのは、「教育総務課長」と読み替えるものとする。
- 第27条の見出しを「（委任）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。